

# 居宅交流会での連絡事項

令和2年8月18日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

# 新型コロナウイルス感染症に係る要介護 (要支援) 認定の臨時的な取扱いについて

厚生労働省からの通知に基づき、要介護(要支援)認定の更新申請中の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合※、臨時的な取扱いとして従来の有効期間に12ヶ月合算し、有効期間を延長します。

※「感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合」

訪問調査を実施することを前提としながら、個々の基礎疾患や現在の健康状態を考慮したうえで面会が困難と判断する場合

## 【流れ】

- ①通常通り、要介護(要支援)認定更新申請書を提出
- ②訪問調査困難により、介護認定審査会での審査不可
- ③当該被保険者に対し、延長した有効期限の記された介護保険被保険者証とともに、臨時的な取扱いを適用する旨を記した書面を通知

あま市公式ウェブサイトに関連情報が掲載されております。  
(トップページ>くらしの情報>福祉>介護サービス提供事業所の皆様へ(新型コロナウイルス関連情報))

# 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

- ・要介護(要支援)認定の臨時的な取扱い(有効期間の延長)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(令和2年2月17日付事務連絡～第13報)」  
(「通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所の介護報酬の算定(介護保険最新情報 Vol.842)」や、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合の居宅介護支援費の請求について など)
- ・「モニタリングやサービス担当者会議の取扱いについて」  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取扱いQ&A(令和2年3月4日時点))
- ・感染者が判明したり、PCR検査の受検が決まったなどの場合は、速やかに愛知県高齢福祉課及びあま市高齢福祉課までご報告ください。
- ・通所・短期入所生活介護等のサービスを休業または縮小した場合には、調査票をあま市高齢福祉課に提出してください。

**上記の取扱いについては、現在も継続中です。取扱いを解除する場合は、改めて通知させていただきます。よろしく申し上げます。**

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の介護保険料の減免について

## 【保険料減免の対象者】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ **全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ次の(1)(2)の両方を該当する第1号被保険者 ⇒ **一部免除**

(1)事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれか)の収入額が、前年と比べて30%以上減少する見込みであること

(2)(1)の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること

## 【減免の対象となる保険料】

令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されたもの

※保険料の減免額や提出書類につきましては、あま市公式ウェブサイトをご確認ください。

(トップページ>くらしの情報>福祉>介護保険制度>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などに係る介護保険料の減免について)

# アマノギフト事業について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、長期的な外出の自粛にご理解いただいた高齢者を支援するため、地域の魅力が詰まった商品やサービスをギフトとして配付します。

## 【ギフトの内容】

市内の協力事業者が取り扱う商品または提供するサービス1点

## 【対象者】

令和2年6月24日において市に備える住民基本台帳に記録されている昭和31年4月1日以前生まれの方

※対象者には、9月末頃に申込ハガキとカタログを送付します。

## 【申込み方法】

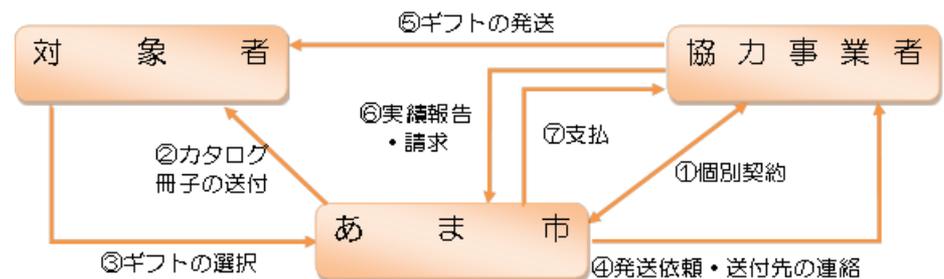
申込ハガキに、電話番号とカタログの中から希望するギフト番号を記入して、郵送にて申し込みください。

## 【申込み期限】

令和3年1月4日(月)(必着)

## 【ギフト発送】

令和3年3月31日(水)までに、協力事業者から直接発送されます。(随時)



## 長寿を祝う会の記念品の配布について

80歳以上の方を対象に9月に開催を予定しておりました「長寿を祝う会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とさせていただきます。なお、金婚記念品・長寿記念品・長寿記念祝金につきましては、対象者の方にハガキまたは封書にてご案内させていただきます。

## 自主点検表の実施について

指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第12条)

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。自主点検表をあま市公式ウェブサイトに掲載しましたので、ご確認ください。

([トップページ](#)>[くらしの情報](#)>[福祉](#)>[介護保険制度](#)>[居宅介護支援事業所](#)>[自主点検表の実施について](#))

**ご清聴ありがとうございました。**

**今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。**